

総務市民文教委員会記録

平成 25 年 3 月 27 日（水）

本会議休憩中

（13：38～14：00）

第 1 委員会室

1. 教育委員会関係分

（1）付託事件審査

追加議案第 6 1 号 平成 2 4 年度光市一般会計補正予算（第 9 号）

追加議案第 6 2 号 損害賠償の額を定め、和解を行うことについて

○林委員長

ただいまから、総務市民文教委員会を開催いたします。では先程、本会議から付託を受けました事件につきまして、お手元に配布しております次第のとおり審査を進めることとし、また、本日の委員会においては、その他の所管事務調査は、省略することとしてよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

○林委員長

それでは、そのように進めさせていただきます。では、追加議案第 61 号、平成 24 年度光市一般会計補正予算第 9 号および、追加議案第 62 号、損害賠償の額を定め、和解を行うことについての 2 件は、それぞれ関連がありますので、一括して議題といたします。本件について執行部の説明を求めます。はい。原田教育総務課長。

○原田教育総務課長

それでは説明させていただきます。追加議案第 61 号、平成 24 年度光市一般会計補正予算第 9 号および、議案第 62 号、損害賠償の額を定め、和解を行うことについて、一括して説明いたします。事故の概要等については、ただいま本会議において、議案の補足説明で申し上げさせていただきました。説明の中で触れました、特に予算に関連する部分であります。本市が加入しております 2 つの保険制度を中心に説明させていただきます。本市では、このような学校の管理下での災害に備えて、法律に基づいた制度であります、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しております。この制度は、

学校の管理下で発生した、児童生徒の骨折や打撲等の負傷および、食中毒や熱中症等の疾病について、治療に要する医療費の総額、いわゆる医療保険でいうところの10割分となりますが、この総額が5000円以上の場合、賠償責任の有無を問わず、療養に要する経費の10分の4の額の給付が行われるものです。なお、免責特約を付していることにより、学校の設置者が過失責任を問われ、損害賠償に応じる場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが支払った、災害共済給付金は、学校の設置者自らが支払った損害賠償金とみなされることとなります。今回のケースでは、損害賠償の相手方である児童の父母に対し、既に独立行政法人日本スポーツ振興センターから、27万250円が給付されており、この給付金が損害賠償金とみなされることとなります。追加議案の9頁、2損害賠償の額の支払いについての部分をご参照ください。ただいま申し上げた金額等は、そのあたりに記載しております。

次に2つ目の保険でございます。本市が加入しております、全国市長会学校災害賠償補償保険について説明いたします。この保険は、学校施設の構造上の欠陥や、管理上の不備による事故等に起因して、児童生徒または第三者が身体を害し、または財物の損害を被ったことにより、市が法律上の賠償責任を負う場合、その財政負担に対し保険金が支払われるものです。なお、この保険は、先程説明しました、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度の上乗せ保険となっているため、損害賠償額から、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの給付額を控除した額が、保険金として市に支払われるものです。そのため、今回のケースでは、損害賠償総額159万9968円のうち、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金である27万250円を除いた、132万9718円が、全国市長会学校災害賠償補償保険によって本市に支払われることとなります。これら2つの保険制度により、損害賠償額であります159万9968円の全額が補填されることとなります。

次に、今回の治療では、児童が被扶養者として加入しております、全国土木建築国民健康保険組合の健康保険を利用しております。全国土木建築国民健康保険組合は、国民健康保険法第13条第1項に基づき設立された団体であります。また、損害賠償の求償権は、国民健康保険法第64条第1項に基づくもので、今回のケースでの求償額は120万9606円となります。

次に損害賠償に伴う補正予算でございます。まず、歳出から説明いたします。補正予算書の6頁をお願いいたします。教育費、教育総務費、事務局費の補償補填及び賠償金133万円は、損害賠償の相手方および求償に基づき、全国土木建築国民健康保険組合に支払う、損害賠償金として計上したものです。

次に歳入であります。補正予算書の4頁をお願いいたします。諸収入、雑入、雑入の教育費雑入132万9000円は、全国市長会学校災害賠償補償保険によって

補填される歳入で、賠償責任保険金として計上したものであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○林委員長

以上で説明終わりました。ただいまの説明に対し、質疑がありましたらお願いいたします。森戸委員。

○森戸委員

何点かお尋ねいたしますが、怪我をされた児童は、どの位の入院でどれぐらいの通院とか、怪我の状況を教えていただけます。

○林委員長

はい。原田教育総務課長。

○原田教育総務課長

2月29日に事故が発生しておりまして、29日から3月24日まで、25日間入院しております。その後退院されて、通算4日、3月26日、4月2日、16日、5月14日と通院されておられます。

○林委員長

はい、森戸委員。

○森戸委員

いやいや、怪我の状況はどうだったのかっていう質問をあわせてしたんですが。

○林委員長

原田教育総務課長。

○原田教育総務課長

外傷性腓損傷ということで、若干、専門的になるのですが、血清アミラーゼの高値のため入院ということで、入院後、輸液を行って、腓酵素阻害剤の投与を行っております。

○林委員長

森戸委員。

○森戸委員

ちょっとわかりにくいんですけども、ひと月あまり入院されたということで、かなり酷いものだったのかなと思います。で、先程の説明です、各学校に対して、注意喚起を行ったということでございますけれども、こういった状況も含めて、調査といいますか、同じような状況がないかというものも含めて、調査はされたんですか。

○林委員長

はい、原田教育総務課長。

○原田教育総務課長

3月に入りまして、すぐ各学校に対してですね、今回の事故の概要の通知と、児童に対して、例えば、遊び場等の場所についての注意喚起の適切な指導徹底を行うように周知の通知を行っております。合わせて危険な箇所等があれば、学校の方から連絡いただくようにというような形で通知しております。

○林委員長

森戸委員。

○森戸委員

いやまあ調査はして、結果はなかったんですかね。

○林委員長

原田教育総務課長。

○原田教育総務課長

その時点では、あがっておりません。

○林委員長

よろしいですか。はい。他にございませんか。四浦委員。

○四浦委員

ちょっと重なる話になるんですけどね、ちょうどこの同じ場所が、10頁見るとですね以前、校舎の側とそうですね、体育館、プールとの関わりのあるところで、体育館の壁が落ちますというふうなことがありましてね、よく道路工事

の時に使う虎縞模様の衝立を立てるといふようなことがあつて、ちょっと非常に不格好な状態になつてたんですが、いや、それはそれで、随分以前の話だから改善はされたんですけどもね。この場合は、排水枡とマンホールは、これは9頁にありますね、過失責任割合の項ですが、地面から排水枡が14センチメートル、マンホールが22センチメートル、それぞれ突出しているという危険な状態のままであつたということなんですが、さっきちょっと説明がよく聞き取りにくかつたんですが、これは学校の側からは、こういうことで教育委員会に通知あるいは、改善要望そういうものが出てたかどうかといふのをお尋ねします。

○林委員長

原田教育総務課長。

○原田教育総務課長

学校の方からは、改善要望、情報はあがつておりません。

○林委員長

四浦委員。

○四浦委員

3月に入つてといふことでしたが、各学校に周知徹底をして、危険箇所があれば、教育委員会の方に通知をといふ話が先程ありましたが、その通知を出したあと、学校の方から、これはまあ別にこの小学校とは限りませんが、市内全域の学校で、何か際立つたものが要望なり、あるいは通知なりあつたんでしょうか。

○林委員長

はい、原田教育総務課長。

○原田教育総務課長

この通知に関して、要望とか危険箇所のご連絡といふのはありません。ただあの日常的にも学校に対しては、点検を月に一回はするようお願いしておりますので、そういう部分での例えば、壁面が剥落しそうとか、しつとあるとか、そういうご連絡は、私が教育委員会に行つてからも、受けたりしております。この通知に関してのものはありません。

○四浦委員

はい。

○林委員長

四浦委員。

○四浦委員

はい。ちょっと念のためにお聞きしますが、その以前の記憶なんですけれども、校長会と言うてもええんでしょうかね。校長先生が、まとめ役がいて、そこで各学校から要望書が教育委員会に届けられてる、そういう仕組みがあったことを記憶しております。今もそういうことはやっていますか。

○林委員長

はい、吉村学校教育課長。

○吉村学校教育課長

校長会から取りまとめた要請というのは、平成21年度私が来ましてからはございません。その都度、各学校からいろんな要望については、教育総務あるいは、学校教育等で受けております。以上です。

○林委員長

はい、四浦委員。

○四浦委員

次長にお尋ねしますが、だいぶ長くおられるから。いかがですか。以前は校長会から要望が毎年、まとめた形で出っていたんではありませんか。

○林委員長

近藤教育次長。

○近藤教育次長

私が教育次長の間にも、校長会からまとめてはございませんが、私どもが、直接学校に出向きます。危険箇所とか修繕すべき場所、これは直接聞き取りをいたします。以上です。

○林委員長

はい、四浦委員。

○四浦委員

ついでに念のためお尋ねしますが、その一覧表なるものはあるわけですか。教育委員会に。

○林委員長

はい、近藤教育次長。

○近藤教育次長

一覧表という形で作ってはおりませんが、各学校からの要望は聞き取ったものはメモしております。

○林委員長

四浦委員。

○四浦委員

議員がそれを見せていただくことはできそうですか、いかがですか。

○林委員長

近藤教育次長。

○近藤教育次長

公文書という形にはなっておりませんが、見ることは可能であります。

○四浦委員

はい、終わります。

○林委員長

はい。他にございませんでしょうか。

(「なし。」の声あり)

○林委員長

無ければ、質疑を終結します。これより討論には入りません。討論がありましたら、ご発言をお願いいたします。

(「なし。」の声あり)

○林委員長

はい。無ければ討論を終結いたします。これより採決をいたします。追加議案第 61 号および追加議案第 62 号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

○林委員長

異議なしと認めます。よって、追加議案第 61 号および追加議案第 62 号については、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、総務市民文教委員会を終了いたしますが、委員長報告のまとめにつきましては、慣例によりまして、私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

○林委員長

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、総務市民文教委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。